

# 国立大学法人名古屋工業大学の役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当において、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果及び役員の職務実績に応じ、学長がその額の100分の10の範囲内でこれを増減額することができるとしている。

#### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

役員報酬の月額を1,065,000円から994,000円に改定した。  
(ただし、18年3月の月額を保障)  
12月の期末特別手当について0.05月分引き上げた。  
調整手当に替えて、地域手当を支給した。

理事

役員報酬の月額を「571,000円から903,000円までの範囲内」から「654,000円から843,000円までの範囲内」に改定した。  
12月の期末特別手当について0.05月分引き上げた。  
調整手当に替えて、地域手当を支給した。

理事(非常勤)

日額の手当額を定めた。

監事

理事と同じ

監事(非常勤)

特筆すべき事項なし

### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 20,046	千円 12,780	千円 5,644	千円 1,405 (地域手当) 217 (通勤手当)		
理事 (2人)	千円 27,925	千円 17,330	千円 7,835	千円 2,024 (地域手当) 316 (通勤手当) 420 (単身赴任手当)	7月1日 1名	6月30日 1名
理事 (非常勤) (1人)	千円 2,370	千円 2,370	千円 0	千円 0 ( )		
監事 (0人)	千円	千円	千円	千円 ( )		
監事 (非常勤) (2人)	千円 2,240	千円 2,240	千円 0	千円 0 ( )		

注:地域手当とは、民間賃金の高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

### 3 役員退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要
	千円	年	月			
法人の長						該当者なし
理事A	2,709 (53,529)	2 (37)	0 (0)	H18.3.31	—	経営協議会で、就任期間中の業績を審議し、標準(1.0)であったため増額及び減額なしと決定した
理事B	2,709	2	0	H18.3.31	—	経営協議会で、就任期間中の業績を審議し、標準(1.0)であったため増額及び減額なしと決定した
理事 (非常勤)						該当者なし
監事						該当者なし
監事 (非常勤)						該当者なし

理事Aについては、役員在職期間を役員退職手当規則に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

国立大学法人名古屋工業大学における中期目標・中期計画の実施における組織の再編、可能な限りの電子化、外部委託の推進による人員配置の見直し及び合理化を図り、人件費の抑制に努める。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

職員の給与の水準については、人事院勧告を参考にし、国家公務員の給与水準を考慮し決定する。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務評定等による勤務成績を昇給、昇格及び勤勉手当の成績率に反映させる。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日の基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合に基づき支給される。
昇給	毎年1月1日に同日前1年間における勤務成績に応じ、号俸数を昇給させることができる。
昇格	勤務成績が良好で、必要経過年数、必要在級年数等の基準を満たしたものは1級上位の級に昇格させることができる。

##### ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

- ・俸給表の俸給月額を平均4.8%引下げ(ただし、18年3月31日の俸給を保障)、及び号俸を4分割した。
- ・特別昇給と普通昇給を統合し、年4回の昇給時期を年1回(1月1日)に統一した。
- ・調整手当(名古屋市10%)に替えて、地域手当(名古屋市11%、多治見市1%)を支給した。

### 2 職員給与の支給状況

#### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	497人	45.9歳	8,710千円	6,276千円	128千円	2,434千円
事務・技術	147人	44.2歳	6,345千円	4,649千円	136千円	1,696千円
教育職種 (大学教員)	347人	46.7歳	9,733千円	6,979千円	124千円	2,754千円
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
その他	3人	44.8歳	6,211千円	4,547千円	121千円	1,664千円

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

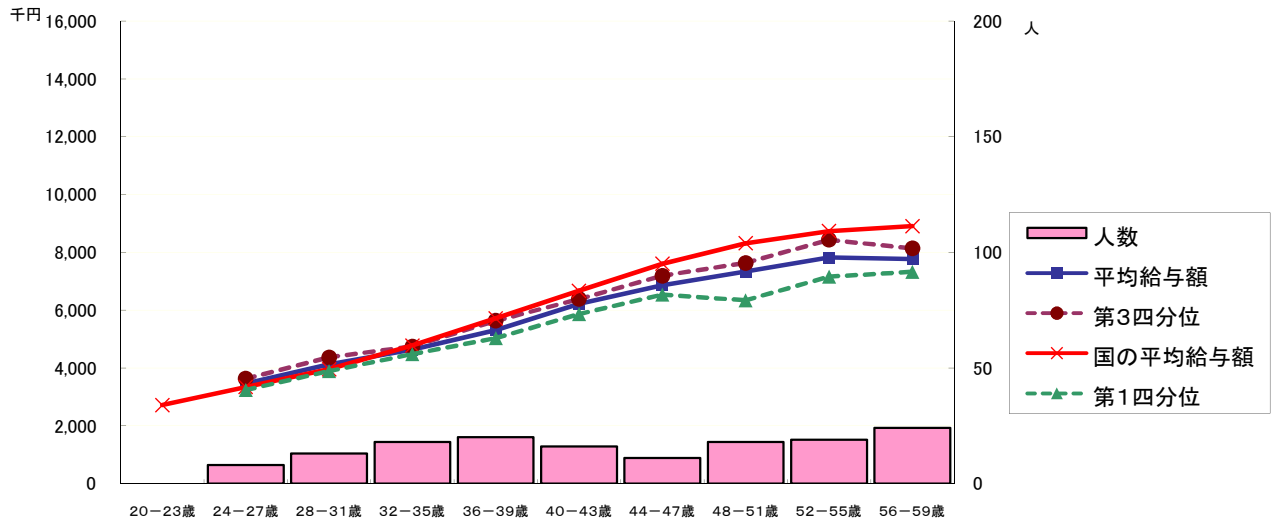
再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 11	歳 39.5	千円 6,662	千円 4,863	千円 91	千円 1,799
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 11	歳 39.5	千円 6,662	千円 4,863	千円 91	千円 1,799
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

注：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。  
常勤職員のその他とは看護師、自動車運転手の職務である。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

(事務・技術職員)

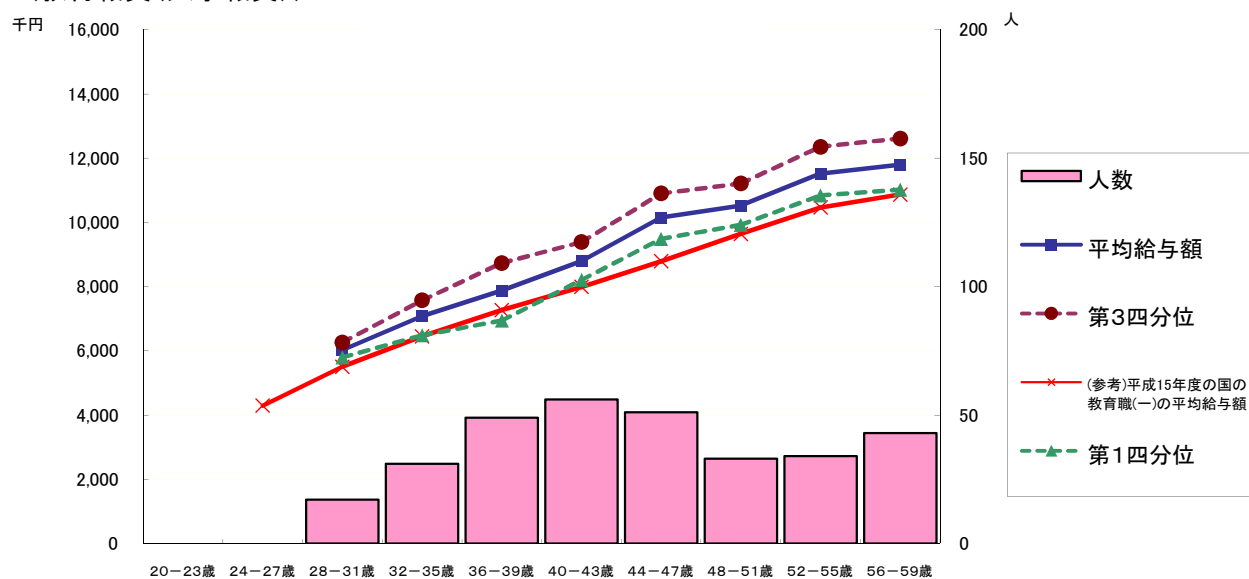


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
代表的職位	人	歳		千円	千円		千円
部長	1		—				—
次長	1		—				—
課長	8	54.3	8,434		8,805		8,989
主幹(課長補佐相当)	16	54.3	7,632		8,099		8,528
係長	67	48.2	6,005		6,638		7,193
主任	18	41.1	4,655		5,398		6,151
係員	36	31.2	3,731		4,186		4,594

注:部長及び次長の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額等については記載していない。

(教育職員(大学職員))



分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1四分位	第3四分位		第1四分位	第3四分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教授	144	54.1	10,888	11,529	12,150		
准教授	133	43.6	8,651	9,066	9,550		
講師	1		—	—	—		
助教	69	37.1	6,266	6,670	7,001		

注: 講師の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額等については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級
標準的な職位		局長	局長	部長	部長	課長	課長	主幹(課長補佐相当)
人員(割合)	147	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.7%)	2 (1.4%)	10 (6.8%)	28 (19.0%)
年齢(最高～最低)							59～50	59～45
所定内給与年額(最高～最低)							6,974 ～5,921	6,260 ～4,860
年間給与額(最高～最低)							9,293 ～8,164	8,544 ～6,758

3級	2級	1級
係長主任	主任係員	係員
63 (42.9%)	36 (24.5%)	7 (4.8%)
59～35	36～26	30～24
5,620 ～3,669	3,780 ～2,629	2,828 ～2,331
7,704 ～4,904	5,050 ～3,626	3,760 ～3,183

注:7級及び6級については該当者が2名以下のため、当該個人に対する情報が特定されるおそれがあることから「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	教授	准教授	講師	助教	教務職員
人員(割合)	347	0 (0.0%)	144 (41.5%)	133 (38.3%)	1 (0.3%)	69 (19.9%)	0 (0.0%)
年齢(最高～最低)			62～42	62～31		62～30	
所定内給与年額(最高～最低)			10,204 ～6,396	7,783 ～4,712		5,902 ～4,058	
年間給与額(最高～最低)			14,306 ～8,988	10,790 ～6,411		8,040 ～5,537	

注:3級については該当者が1名のため、当該個人に対する情報が特定されるおそれがあることから「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 66.1	% 68.9	% 67.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.9	% 31.1	% 32.4
	最高～最低	% 41.7～31.0	% 40.5～28.2	% 41.1～29.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.0	% 69.0	% 67.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.0	% 31.0	% 32.4
	最高～最低	% 38.1～31.3	% 35.0～28.5	% 35.4～29.8

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 65.2	% 68.1	% 66.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.8	% 31.9	% 33.3
	最高～最低	% 38.1～32.4	% 35.0～29.5	% 36.4～30.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.1	% 69.2	% 67.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.9	% 30.8	% 32.3
	最高～最低	% 38.1～31.9	% 35.0～28.9	% 36.4～30.4

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	91.5
対他の国立大学法人等	105.2

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	109.6
------------	-------

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等の一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

教育職員(大学教員)の平成15年度の国の教育職(一)との比較指標 110.3



### III 総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 4,893,136	千円 4,943,520	千円 (%) △ 50,384 ( △1.0 )	千円 (%) △ 24,812 ( △0.5 )
退職手当支給額 (B)	千円 513,813	千円 625,549	千円 (%) △ 111,736 ( △17.9 )	千円 (%) △ 60,475 ( △10.5 )
非常勤役職員等給与 (C)	千円 695,889	千円 636,358	千円 (%) 59,531 ( 9.4 )	千円 (%) 67,780 ( 10.8 )
福利厚生費 (D)	千円 664,479	千円 661,122	千円 (%) 3,357 ( 0.5 )	千円 (%) 18,415 ( 2.9 )
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 6,767,317	千円 6,866,549	千円 (%) △ 99,232 ( △1.4 )	千円 (%) 908 ( 0.0 )

注:「非常勤役職員等給与」においては、他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

#### 総人件費について参考となる事項

- ・給与、報酬等支給総額が対前年度比1.0%減少した要因としては、欠員補充の抑制による職員数の減によるものである。
- ・退職手当支給額が対前年比17.8%減少した要因としては、支給人員の減によるものである。
- ・非常勤役職員等給与が対前年比9.3%増加した要因としては、競争的資金等により雇用される職員並びに派遣職員の増加によるものである。
- ・結果として、最広義人件費については、対前年度対比1.4%の減少となった。
- ・行革推進法、「行政改革の重要方針」による人件費削減の取り組みについては、4%の人件費削減を図るため、人事企画院の下のワーキンググループにて、定年退職教員の再雇用および再雇用教員の給与抑制による人件費抑制を図ることとし、定年退職教員の再雇用制度(職務内容・身分・給与等)について検討することとしている。
- ・基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は4,943,520千円、当年度の給与、報酬等支給総額は4,893,136千円で当年度までの人件費削減率は△1.0%である。
- ・当年度の給与、報酬等支給総額は4,893,136千円、平成17年度の人件費予算相当額は5,066,295千円で人件費削減率(対人件費予算相当額)は、△3.4%である。

### IV 法人が必要と認める事項

特になし